

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会

第26回会議議事概要

開催日及び場所	第26回会議 平成27年9月30日(水) 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
委員	委員長 國廣 正 (弁護士) 委員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授) 委員 大森 明 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授) 委員 寺田 麻佑 (国際基督教大学大学院アーツ・サイエンス研究科准教授) 委員 長岡 美奈 (公認会計士)
議事	○平成27年度 第1四半期の契約に係る審議 ○その他

○平成27年度 第1四半期の契約に係る審議		
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年6月30日	
対象案件の説明	<p>○対象期間における契約の全体(内閣官房164件・内閣法制局8件・内閣府424件)について事務局から説明</p> <p>○審議案件抽出の考え方について当番委員から説明 抽出にあたっての関心事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低落札案件について、その理由を確認する。 ・随意契約案件のうち、他者でも調査可能と思われる案件については、企画競争、公募による方法がいいのではないか。 ・1者しか想定できない案件については、一般競争を実施するまでもないのではないか。 <p>さらに以下の観点から各案件を絞込み</p>	
審議抽出案件	3件	
【競争入札】 総合評価落札方式	(府)1件 (関心事項) 再委託の有無について確認する。再委託されているのであれば、昨年度、当委員会において議論した点についてクリアされているか確認したい。	<p>契約件名：「平成27年度防災スペシャリスト養成研修」の実施に関する調査検討・企画運営業務</p> <p>契約相手：学校法人 明治大学</p> <p>契約金額：102,384,000円</p> <p>契約日：平成27年4月1日</p> <p>担当部局：政策統括官(防災担当)</p>
【競争入札】 最低価格落札方式	(府)1件 (関心事項) 低落札案件のため、その理由を確認する。	<p>契約件名：内閣官房及び内閣府本府等における会議等に供する飲料等の提供</p> <p>契約相手：サントリービバレッジ株式会社</p> <p>契約金額：503,280円</p> <p>契約日：平成27年4月1日</p> <p>担当部局：大臣官房会計課</p>

<p>【競争入札】 最低価格落札方式</p>	<p>(府) 1件 (関心事項) 日経独自のサービスのため、一般競争を実施するまでもないのではないか。</p>	<p>契約件名：日経テレコン21等の利用 契約相手：日経メディアマーケティング株式会社 契約金額：11,182,260円 契約日：平成27年4月1日 担当部局：大臣官房会計課</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

別紙

意見・質問	回答
<p>1 「平成27年度防災スペシャリスト養成研修」の実施に関する調査検討・企画運営業務</p>	
<p>受注先が平成25年度、26年度と同じで、再委託もずっと同じ再委託先なのではないか。</p>	<p>入札については、一般競争入札で行っている。再委託については、内閣府の承認を得ている。</p>
<p>再委託業務が補助的業務であれば代替性があると思うが、その補助を担っている業者が比較的固定されていることについて疑問はないか。</p>	<p>再委託のルールの中で運用している。</p>
<p>業務の内容が分割可能なものであれば、分割発注も手かもしれない。全体発注だから1者入札が続いているかもしれない。企画書の内容等によるだろうが、防災スペシャリストと言ったときに、いろいろな予防的な観点と書いたりすると、もう少し競争が機能するのではないか。</p>	<p>この業務については、国と地方公共団体の防災スペシャリストを育成するという目的のもと行っているもので、一体不可分な業務である。</p>
<p>受注業者の役割は、他の事業者で代替可能なのではないか。</p>	<p>既存の入札契約制度の中で、多くの者が競争し、結果的に良い業務ができ、安く発注したいという観点で、契約行為を実施している。</p>
<p>手続的に間違っている部分があるということではないが、次回、受注先、再委託先の実態が分かるような説明をいただきたい。</p>	
<p>2 内閣官房及び内閣府本府等における会議等に供する飲料等の提供</p>	
<p>低落札案件なので、理由を確認したい。</p>	<p>落札業者に確認したところ、自社製品の広報経費相当を勘案して価格を設定したとのこと。</p>
<p>3 日経テレコン21等の利用</p>	
<p>基本的に1者しかサービスを提供していないと思っていたので、煩雑な入札ではなく交渉で行うことが良いと思っていたが、他省庁の例では2者応札があり、価格が下がっている方が落札しているということか。</p>	<p>総務省から勧告を受けた省庁の平成27年度の状況を確認したところ、入札(1者)1、公募随契2、随契3、となっていた。勧告時に入札を行っていた省庁は入札を行ったものの不落となったため、入札額が最も安かった業者と随契交渉を行い契約を結んだとのこと。</p>
<p>代理店が複数あるといっても、いろいろな会社とか地域に売り込むための代理人であって、それは代理店という形は取っていても競争することは予定されておらず、支配下代理店なのではないか。そういうところに競争しろというのは無理で、形のうえでの競争をさせると、やらなくてもいい談合をさせることになりかねない。また、形式的に法人格あるいは事業者の属性が違っていても、実質的には同一法人の中でやっているようにも思われる。もし、そうであれば、総務省行政評価局がというような、他省庁による例を参考にして契約方法を見直すべき、とする勧告は、いかがなものかと思う。なんでも入札にすることが正義だということではないはずである。</p>	<p>平成26年1月の総務省からの勧告を踏まえて、平成26年4月より随契から入札に切り替えた。</p>
<p>○その他</p>	
<p>なし</p>	